

投票会員規約

本会員規約は、重勝式勝者投票用電子決済投票システム運営協議会(以下、「運協」といいます。)と本会員規約に基づき競輪電子決済投票システム(以下、「本システム」といいます。)に登録した会員(以下、「会員」といいます。)との間における、勝者投票券(以下、「車券」といいます。)の購入、その払戻金または返還金(以下、「払戻金等」といいます。)の受取、その他本システムを利用して実施する様々なサービス(以下、「本サービス」といいます。)を提供するにあたって必要な事項を規定するものです。

第1条(定義)

本会員規約における文言の定義は、以下のとおりとします。

(1)重勝式勝者投票用電子決済投票システム運営協議会(運協)

施行者(函館市・弥彦村・前橋市・宇都宮市・茨城県・埼玉県・東京都十一市競輪事業組合・立川市・名古屋競輪組合・岐阜市・大垣市・富山市・四日市市・和歌山県・岸和田市・久留米市)、株式会社ケイドリームス及び株式会社ケイドリームスと電子決済投票システムによる重勝式勝者投票法にかかる車券の販売について契約を交わした施行者で組織し、本システムの円滑な運用を目的として設立された、本システムの運用主体をいいます。

(2)競輪電子決済投票システム

運協が自転車競技法(昭和23年法律第209号)に基づいて施行する自転車競走(以下、「競輪」といいます。)に関し、事前に購入されたサーバー管理型電子マネーを用いて、通信回線等を経由し、電子決済投票を行う仕組み全般をいいます。

(3)電子決済投票

競輪電子決済投票システムを経由して行う勝者投票行為そのものをいいます。

(4)デルカ(DERUCA)

競輪電子決済投票システムにおいて勝者投票する際に必要とされる、株式会社ケイドリームスが発行・運用するサーバー管理型の勝者投票専用電子マネーをいいます。100ポイント(PT)で、100円の車券購入にあてることができます。なお、デルカ(DERUCA)の利用に関しては、株式会社ケイドリームスが別途定めたデルカ利用会員規約が適用されます。

(5)サービスポイント

運協が、会員に提供する特典サービスの1つです。勝者投票時のデルカ(DERUCA)交換額に対して、運協が設定した算定率(以下、「ポイントサービス交換率」といいます。)を乗じて算出されたポイントであり、会員は、獲得したポイント数に応じたサービスを受けることができます。ただし、サービス開始は2011年冬以降となります。

(6)金融機関・ネット銀行

デルカ(DERUCA)の購入代金の決済並びに払戻金等の受け取りに関する業務を取り扱う金融機関・ネット銀行をいいます。

(7)クレジットカード会社・コンビニエンスストア

デルカ(DERUCA)の購入代金の決済に関する業務を取り扱うクレジットカード会社・コンビニエンスストアをいいます。

(8)キャッシュ(バンク)カード

金融機関が預金者または貯金者に対して発行し貸与する、預金または貯金預け入れ、払戻し及び振替等を行うためのカードをいいます。

(9)指定口座

車券の払戻金等の受取に際して利用する金融機関の普通預金口座のことをいいます。

(10)ケイドリームス

競輪電子決済投票システムにおいて利用されるインターネットサイトをいいます。

(11)ログインパスワード

ケイドリームスにログインする際に入力が必要となるパスワードをいいます。このパスワードは会員登録時に、会員自らが登録し管理します。

(12)暗証番号

デルカ(DERUCA)の購入、勝者投票手続きの実行、払戻金等の受け取り等、ケイドリームスを通じて、何らかの資金移動や資金費消が発生する際に、入力が必要となる暗証番号をいいます。この暗証番号は会員登録時に、会員自らが登録し管理します。

第2条(会員)

1.会員とは、申込の時点で満20歳以上であり、自転車競技実施条例等に関する法律及び関係政省令等を遵守すること及びデルカ利用会員規約に同意し、本会員規約を承認の上で、所定の手続きにより会員としての入会申込を行い、運協が入会を認めた方とします。

2.法人は、会員となることができません。

3.下記にあげるような人は会員になることができません。会員が次にあげるような属性を備えるに至った場合には、直ちに運協に届けなければなりません。

(1)成年被後見人、被保佐人または破産者

(2)自転車競技法に違反して罰金以上の刑に処せられた人

(3)集団的にまたは常習的に暴力的不法行為を行うおそれのある人

(4)競輪に関する政府職員または施行者の職員

(5)財団法人JKAまたは競技実施法人の役職員または競輪選手

(6)本約定により車券の発売に従事する者

第3条(会員制度)

1.本会員制度は、運協が各競輪施行者から受託する電子決済投票業務に関し、デルカ(DERUCA)での車券投票と、それに伴う特典サービスを提供する制度です。あらかじめ指定された方法でデルカ(DERUCA)を購入した会員がケイドリームス経由で、運協所定の方法により、勝者投票をすることができ、払戻金等は会員の指定口座に自動振込みされます。また、会員はケイドリームス経由で、運協所定の方法により、運協が別途定める特典サービスの提供を受けることができます。

2.会員は、本規約を厳正に遵守するほか、各サービス内容に応じて運協が別途定める、ケイドリームスにおける規定等、その他の個別規定を遵守しなければならないものとします。

第4条(会員登録)

1.会員登録は、以下の手続きにより完了するものとします。

(1)インターネットでの登録及びインターネットにてお申し込みの場合は、ケイドリームスを通じて会員登録の手続きを行うことにより、完了するものとします。

2.運協は、運協が指定する方法により会員を認証します。認証ができない場合は、会員は本サービスを利用することができません。

3.会員は、運協が認証のために使う情報（他のログイン用の情報、パスワードその他の認証のための情報を含み、総称して「認証情報」といいます。）を自己の責任で厳重に管理するものとし、認証情報を第三者に利用（譲渡、売買、質入れ、貸与その他の利用形態を含みます）させてはならないものとします。

4.認証情報が第三者に漏えいした場合またはそのおそれがある場合、会員は速やかに運協に連絡するとともに、運協の指示があるときにはこれに従うものとします。

5.認証情報の管理不十分による情報の漏えい、使用上の過誤、第三者の使用、不正アクセス等による損害の責任は、会員が負うものとします。

第5条(登録内容の変更等)

会員は、前条により登録した認証情報に変更が生じた場合、運協の指定する方法によって遅滞なくこれを修正するものとし、登録情報を常に最新かつ正確なものに保つものとします。なお、この変更手続きを行わない場合は、勝者投票、払戻金等の受取を含めた本サービスの利用ができないことがあります。

なお、会員情報の変更は以下サイトにて実行できます。<https://deruca.jp>

第6条(指定口座)

1.指定口座は、金融機関の会員本人名義の口座に限られます。

2.会員が改姓または改名した場合は、運協に届け出た会員の姓名及び指定口座の名義を当該改姓または改名後の本人名義に変更してください。

第7条(指定口座の届出)

会員が、前条の規定に反して、本人名義でない金融機関の口座を指定し、または指定口座を本人名義でない金融機関の口座に変更した場合、払戻金等を受け取れない場合があります。

第8条(会員ID)

1.会員1名につき1つのメールアドレスを会員IDとして登録し、取得できる会員IDは1名につき1つとします。

2.会員がケイドリームスを通じて登録された会員IDを利用してログインした場合は、本会員規約に同意したものとみなします。

3.一部のフリーアドレス、海外ドメインのメールアドレスは、会員IDとして登録することはできません。

第9条(パスワード)

1.競輪電子決済システムを利用したデルカ(DERUCA)の購入、勝者投票手続き及び払戻金等の受け取りには、

会員 ID、ログインパスワード及び暗証番号（以下、総称して「各パスワード」といいます。）の入力が必要であり、会員 ID 及び各パスワードが、会員が入会時に登録した認証情報と一致したことをもって、運協は、当該投票が会員本人によってされたものとみなします。

2.会員は、各パスワードにつき、自己の責任で厳重に管理するものとし、各パスワードを第三者に利用（譲渡、売買、質入れ、貸与その他の利用形態を含みます）させてはならないものとします。

3.会員が、各パスワードを忘れた場合、ケイドルームス内において所定の手続きをとり確認するものとします。

第 10 条(会員の禁止事項)

会員は、本サービスの利用に際して、次の事項に該当するもしくはそのおそれのある行為を行ってはなりません。

(1)他の会員を不安にさせること、脅迫すること、当惑させること、つきまとうこと、他の会員に不快感を与える言動

(2)性的な事物を連想させる言葉、脅迫的な言葉、人種偏見のある言葉、法に反した言葉、低俗な言葉、わいせつな言葉、中傷的な言葉、その他あらゆる不快感を与える言葉の使用

(3)他の会員及びその他第三者の誹謗中傷流言等名誉を毀損する発言

(4)運協及びその関係会社の役職員の偽装

(5)商取引、営利目的の宣伝、禁制品の交換、団体への勧誘、宗教活動

(6)国際法、憲法、法律、条例、その他の法令に抵触する行為

(7)本サイトに掲載されている情報の改ざん、消去等、不正なアクセスその他の行為、また、かかる行為を行おうと試みること

(8)本サービスの通信妨害、通信傍受、本サービスを運営するサーバーへの侵入または情報奪取行為

(9)コンピュータウイルス、その他不正なコンピュータプログラム等を送信または書き込む行為

(10)宗教、人種、性、民族、人権及びその他のあらゆる偏見に基づく信条をもった、もしくは商業活動を意図とした問派(クラン)の結成及び活動

(11)本サービスの意図する目的ではない目的での本サービスの使用

(12)他のユーザ及びその他第三者の個人情報を開示及び伝達する行為

(13)会員 ID の登録・修正等に際して、故意過失の有無にかかわらず、他人名義や架空名義の利用、虚偽記載、誤記等事実と異なる記載または記入漏れをすること、また複数の ID を取得すること

(14)本サービスに関連して使用される運協または第三者の著作権、商標権その他一切の権利を侵害する行為またはそのおそれのある行為

(15)自己の所有する本サービスの会員 ID を貸与、譲渡、名義変更、売買、質入、または第三者に利用を許可すること、及び担保の用に供すること

(16)自己が所有するものではない本サービスの会員 ID を利用して本サービスを利用すること

(17)公序良俗に反する行為

(18)犯罪に結びつく行為

(19)本サービスの運営を妨げる行為またはそのおそれのある行為

(20)運協及び本サービス管理者側に支障を与える可能性のある行為

- (21)クライアント(クライアントプログラムを意味する。以下、本条において同じ。)、サーバーのバグの不正な目的での使用、またそのバグの使用の他人への教唆
- (22)不正ツール、サーバーエミュレータ、クライアント海賊版、チート等の不正使用を目的としたユーティリティ等の開発、配布及び使用、またはこれらの使用を第三者に誘発、推奨させるような全ての行為
- (23)クライアントの改変、修正、翻案、二次的著作物の作成、逆コンパイル、逆アセンブル、及びリバースエンジニアリング、またはこれらの利用を第三者に誘発、推奨させるような全ての行為
- (24)第三者に対するクライアントの一部または全部(コピーを含む)の再頒布及び貸与
- (25)会員自身の使用に必要な部数を超えて、本サービスに関するソフトウェアを複製すること
- (26)本サービス内で獲得したアイテム、金銭等の売買その他の有償取引を行うこと
- (27)クライアントを運協の許可なく再販、転売すること
- (28)一定期間内において入退会を繰返す行為
- (29)前各号に準ずる行為
- (30)前各号に挙げた事項以外の、運協及び本サービス管理者側に支障を与える可能性のある一切の行為

第 11 条(勝者投票方法)

- 1.会員は、あらかじめ購入したデルカ(DERUCA)の範囲内で、ケイドリームスを通じて、車券を購入することができます。
- 2.ケイドリームスを通じてデルカ(DERUCA)にて勝者投票した後、当該車券の全部または一部を天災地変その他やむをえない事由により、会員に対して発売した車券の発売金額を合計できなかったときは、当該競走の投票は、無効とします。
- 3.会員は、勝者投票しようとする場合、自ら申し込むものとし、他人に申し込ませることはできません。
- 4.会員は、他人からの委託等により勝者投票することはできません。
- 5.ケイドリームスを通じてデルカ(DERUCA)にて勝者投票を行った後は、払戻金等(デルカ(DERUCA)購入必要資金として使用した分に伴う払戻金・返還金を除く)は、会員全てに対して電子決済システム口座から会員の指定口座に精算するものとします。
- 6.会員による 1 回の勝者投票にかかる購入の限度額(以下、「購入限度額」といいます。)は購入したデルカ(DERUCA)の範囲内とします。
 - (1)本システムを利用した 1 日の勝者投票の上限は 999 万円とします。
 - (2)競輪投票における賭け式「ワイド(拡大 2 連勝複式)」への投票は、1 レース 1 組番あたり 49,900 円までとします。
 - (3)ケイドリームスは、会員からウェブサイトまたはアプリより 1 日あたりの車券を購入できる上限額(以下、「設定上限額」といいます。)の設定の申請があったときは、当該会員の設定上限額を設定します。
 - (4)ケイドリームスは、前項の規定により設定上限額を設定された会員からの車券購入の申込の額が、申込時点で設定上限額を超えていた場合は車券購入の申込を受け付けられないものとします。設定上限を設定または変更した時点でその当日の車券購入額が設定上限を超えていた場合は、設定以後その日の車券購入の申込を受け付けられないものとします。
 - (5)前項の規定は、おまかせドカント(投票予約)に関する特約が定めた規定に関わらず、おまかせドカントの実行時にも適用されるものとします。おまかせドカント(投票予約)の購入総額に対し、その購入実

行日においての設定上限額が不足していた場合は、その購入実行日においてのすべてのおまかせドカント（投票予約）が購入できません。

(6)車券購入後の不成立や開催中止による返還金が発生した場合、その車券購入額は購入当日の設定上限額内に戻す扱いとします。前日発売のレースが返還された場合、レース当日分の設定上限額内には戻しません。ただし特払いにより返還されたデルカ(DERUCA)は設定上限額外でご利用いただけます。

(7)ケイドリームスは、設定上限額を設定された会員から設定上限額の解除または額の変更にかかる申請があったときは、会員の設定上限額の設定を解除または額を変更するものとします。

(8)前項の場合において、ケイドリームスは、最後に設定上限額を設定または変更した日以後 180 日を経過しない期間に設定の解除または額の変更にかかる申請については、設定上限額を減ずるものを除き、申請を受け付けられないものとします。

7.電子決済投票に伴う購入代金、払戻金等または返還金等の金銭授受に関する異議申立は当該投票を行った日から 60 日以内に限り、運協に行うことができます。会員は、60 日経過後、運協に対して異議申立をすることは一切できません。

8.運協は、会員の勝者投票の申込について疑義があるとき、その他運協が必要と認めたときは、勝者投票を受付けないことがあります。

9.施行者により、競技不成立等(レースの中止・選手欠場・特払い)の理由で返還金が発生した場合、対象の投票分が全額デルカ(DERUCA)で返還されます。

※選手欠場の場合は対象選手の車番が含まれる投票分のみ全額デルカで返還されます。

※特払いはデルカ(DERUCA)100 ポイントに対してデルカ(DERUCA)70 ポイントが返還されます。

10.本サービスの利用は日本国内に限ります。日本国外からはご利用になれません。

第 12 条(デルカ(DERUCA))

1.会員は、株式会社ケイドリームスが別途定めたデルカ利用会員規約に基づきデルカ(DERUCA)を購入することができます。なお、デルカ(DERUCA)購入にあたり所定の手数料がかかります。

2.会員は、購入したデルカ(DERUCA)を、ケイドリームスを通じて勝者投票に利用することができます。

3.会員は、株式会社ケイドリームスが別途定めたデルカ利用会員規約に基づき一度購入したデルカ(DERUCA)については、一切返金を求めることはできません。

4.デルカ(DERUCA)の購入にあたり会員と第三者との間で当該利用料を巡って紛争が発生した場合、当該当事者間で処理解決するものとします。

5.デルカ(DERUCA)を購入または取得してから 180 日を経過した場合には、株式会社ケイドリームスが別途定めたデルカ利用会員規約により当該会員 ID において保有されているデルカ(DERUCA)の一切を無効とすることができるものとします。

第 13 条(利用できる決済手段)

1.会員は、株式会社ケイドリームスが別途定めたデルカ利用会員規約に基づく決済手段によりデルカ(DERUCA)を購入できるものとします。決済手段は、予告なく追加、変更されることがあります。

2.決済手段の登録及び追加は、株式会社ケイドリームスが別途定めたデルカ利用会員規約に準じるものとします。

第 14 条(クレジットカード決済の上限)

会員が、その名義のクレジットカードで、1ヶ月間(毎月1日から月末までを基準とする)に購入できるデルカ(DERUCA)の上限金額は、10万円までとします。会員が複数のクレジットカードを利用する場合には、全てのカード使用額を合算した金額の使用上限金額が、1ヶ月間10万円までとなります。

第 15 条(車券の所有権)

1.デルカ(DERUCA)で勝者投票した車券の所有権は、勝者投票と同時に競輪施行者から会員に移転するものとします。

2.会員は、払戻金等の自動振込みのため、運協が会員の代理人として前項に規定する車券を占有することを認めるものとします。

第 16 条(払戻方法)

1.一口あたりの払戻金等は、関係法令に定めるところにより、勝者投票の種類ごとの売上金額に対し、75%以上、経済産業大臣が定める率以下の範囲内で競輪施行者が定める率を乗じて得た額に、自転車競技法にて定める加算金がある場合にあってはこれに当該加算金を加えた額を、各類型にて的中した口数で按分した金額となります。

2.会員は、次の2つの方法にて、払戻金等の受け取りを行うことができます。

(1)随時受け取り(随時精算)

会員は、払戻金等(デルカ(DERUCA)購入必要資金として使用した分に伴う払戻金・返還金を除く)につき、全レース終了を待たずして随時精算受付時間帯であれば、随時精算指示により電子決済システム口座から会員の指定口座に精算することにより受け取ることができます。

(2)一括受け取り(自動精算)

会員は、競輪の全レース終了後、払戻金等(デルカ(DERUCA)購入必要資金として使用した分に伴う払戻金・返還金を除く)の残高がある場合において、電子決済システム口座から会員の指定口座に一括して自動的に精算することにより受け取ることができます。なお、自動精算の実施方法については、会員自らが以下3つの方法から選択することができます。

[1]毎日：毎日、払戻金等の残高がある場合において23時40分以降に自動精算

[2]月1回：毎月1回、月末(月の最終日)の23時40分以降に自動精算

[3]60日後：払戻金の債権が生じた日から60日が経過する日の23時40分以降に自動精算(その日が銀行休業日にあたる場合は、その翌営業日とします。)

3.払戻金等の口座振込は当該日に行うものとします。ただし、当該日が指定銀行休業日である場合、その他やむをえない事由により当該日に振替または振込ができない場合は、当該日の翌銀行営業日以降に行うものとします。

4.会員は指定口座の変更をしたにもかかわらず、その変更に関する届出がされていない場合は、振込みによる払戻金等の受け取りができない場合があります。この場合、必ずデルカカスタマーセンター(以下、「カスタマーセンター」といいます。)にお問い合わせください。なお、この際の振込み不成立にかかわる組み戻し費用等の諸経費は会員の負担となり、払戻金等から差し引くこととします。

5.運協の事由により指定口座への振込みを行うことができない場合には、登録された住所、電話番号、メールアドレスへの郵便、電話、電子メール等にて、別途通知することとします。

6.払戻金等の受取開始日から2週間を経過しても払戻金等が振り込まれない場合は、会員は、必ず、カスタマーセンターにお問い合わせください。お問い合わせがなく、払戻期限または返還金受取期限までに請求がない場合、時効により払戻金等を受け取ることができなくなるおそれがあります。

第 17 条(会員情報の取扱い及び開示等)

1.会員及び会員の入会を申し込まれた方(以下、併せて「会員等」といいます。)は、運協が、次に定める会員等の個人情報につき、必要な保護措置を行った上で保有し、本条第 2 項の目的のために利用することに同意します。

(1)氏名、生年月日、住所、電話番号、性別、並びに会員等が入会申込時においてまたは第 5 条及び本条に基づいて届け出た事項

(2)メールアドレス

2.運協が、会員の個人情報を取り扱う目的は以下のとおりです。

(1)車券の販売、払戻に利用するため

(2)メーリングリストの送信

(3)車券の販売促進、電子決済システムの特典サービスの提供及び新商品の開発、改良その他サービスの向上に関する活動並びにそれらを目的とする各種案内及びアンケートの実施のため

(4)運協からの行政活動に関する各種案内及びアンケート調査等に利用するため

3.運協は、業務の遂行に必要な範囲で、本システムの運営を業務受託している企業に対して、運協が保有する会員の個人情報を提供するものであり、会員はこの個人情報の提供につき、あらかじめ同意するものとします。ただし、この場合、運協は書面によって当該企業に対して本規約によって運協が負うのと同様の秘密保持上の義務を負わせるものとし、その取り扱いを提供された個人データの安全管理が図られるよう必要かつ適切な監督を行うよう努めます。

4.運協は、会員等の個人情報を個人情報識別不可能な統計処理をした上で、公表できるものとします。

5.会員等は、運協に対して自己に関する個人情報の開示等の請求をすることができます(開示請求の窓口は、カスタマーセンターとします。)。なお、運協は、開示等の請求に対して、所定の手数料支払を求めることがあります。万一登録内容が不正確または誤りであることが判明した場合には、運協は、業務運営上支障がない範囲で速やかに訂正または削除に応じるものとします。

6.運協は、会員から退会の通知を受けた場合、運協は直ちに払戻金等の口座振込未完了がないことを確認し、その後、合理的な一定期間経過後、責任を持って会員の個人情報を削除します。

7.運協が入会を承認しない場合もしくは入会に至らない場合であっても、入会申込をした事実は、その理由の如何を問わず、運協が適当と認める期間、保存されます。

8.退会もしくは会員資格を取り消された会員の個人情報は、退会した後においても、運協が適当と認める期間、プライバシーポリシーの取扱いの規定が適用されるものとします。

第 18 条(届出事項の提供)

会員等は、会員等が運協に対して届け出た氏名、生年月日、住所、性別、電話番号、指定口座等の必要な

情報につき、デルカ(DERUCA)の販売、管理を行っている株式会社ケイドリームスへ提供することにあらかじめ同意するものとします。

第 19 条(特典サービスの利用)

会員は、運協所定の方法により、サービスポイント付与をはじめとする運協の定める各種特典サービスの提供を受けることができます。

第 20 条(サービスポイント)

- 1.サービスポイントは、勝者投票時のデルカ(DERUCA)交換額に、ポイントサービス交換率を乗じて算出されます。
- 2.サービスポイントは勝者投票後翌日以降所定の手続きをとることにより会員情報として記録されます。
- 3.サービスポイントの換金はできません。
- 4.サービスポイントは、所定の手続きをとることによりデルカ(DERUCA)に交換することができます。
- 5.サービスポイントは、所定の手続きをとることにより、運協の指定するポイントプログラムのポイントと交換することができます。
- 6.会員が保有していたサービスポイントは、獲得の時期、同ポイントを使用しなかった理由の如何に関わらず、有効期限を定めていないサービスポイントに関して、毎年 3 月 31 日 24 時の経過をもって自動的に消滅します。会員は、自己の保有ポイントが消滅したことに対して異議を述べることはできません。
- 7.会員は、サービスポイントを第三者に貸与、譲渡、売買し、または質権の設定その他の担保に供する等の行為を行ってははいけません。
- 8.ポイントサービス交換率は、予告なしに変更することがあります。
- 9.サービスポイントの開始は 2011 年冬以降を予定しており予告なしに変更することがあります。

第 21 条(特典サービスの変更等)

運協が合理的な根拠に基づき必要と認めるときは、会員に予告することなく、運協が提供する特典サービスを変更、中止または終了することがあります。

第 22 条(会員資格の停止・取消)

1.運協は、会員が次の各号の一に該当したと合理的な根拠に基づき判断したときは、会員に何らの事前の通知・催告をすることなく会員資格を停止ないし取消することができます。いったん、会員資格を停止ないし取り消された方の再入会は認められません。ただし、(10)の場合は例外とします。

- (1)指定口座を解約したとき
- (2)会員が死亡した場合または会員の親族等から会員が死亡した旨の連絡があった場合
- (3)運協への申告、届け出内容に虚偽があった場合
- (4)過去に本規約違反等により会員資格が抹消されていることが判明した場合
- (5)手段の如何に関わらず、本サイトの運営を妨害した場合
- (6)料金等の支払債務の履行遅延または不履行があった場合
- (7)届け出た電話、FAX、電子メールその他の手段によっても、会員との連絡が取れなくなった場合

- (8)会員が、本規約または別途定めた規定に違反し、会員資格を継続させることが困難である場合
- (9)一定期間内において入退会を繰返す行為を行った場合
- (10)過去1年間車券の購入がなかった場合。ただし、第23条第1項及び24条第1項の規定により利用が停止となっている場合及び運協が別途認める場合を除く
- (11)会員が、自らまたは第三者を利用して、次のいずれかに該当する行為を行った場合
- ア. 暴力的な要求行為
 - イ. 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - ウ. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - エ. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて運協の信用を毀損し、または運協の業務を妨害する行為
 - オ. その他前記アからエに準ずる行為
- (12)会員が、自らまたは第三者を利用して、運協または運協の委託先の従業員等（派遣社員を含み、以下、「従業員等」といいます。）に対し、次のアからオに掲げる行為その他従業員等の安全や精神衛生等を害するおそれのある行為を行った場合
- ア. 暴力、威嚇、脅迫、強要等
 - イ. 暴言、性的な言動、誹謗中傷その他人格を攻撃する言動
 - ウ. 人種、民族、門地、職業その他の事項に関する差別的言動
 - エ. 長時間にわたる拘束、執拗な問い合わせ
 - オ. 金品の要求、特別対応の要求、実現不可能な要求、その他内容もしくは態様が社会通念に照らして著しく不相当と認められる要求等
- (13)その他、運協が会員として不適格と判断した場合
- 2.会員が前項各号のいずれかに該当する行為によって運協または第三者に損害が生じた場合、会員資格を喪失した後であっても、当該会員は法的責任を負わなければなりません。
 - 3.会員が本条に基づいて会員資格を停止ないし取り消された場合、既に蓄積されているデルカ(DERUCA)及びサービスポイントは、全て自動的に消滅するものとし、また、サービスポイント以外の特典サービスについても、退会と同時にその権利を失うものとし、
 - 4.運協は、会員資格の停止・取消についての異議を運協に過失がある場合を除き受け付けません。

第23条（本人申請による利用の停止）

- 1.運協は、会員から、氏名、現住所、電話番号、生年月日、メールアドレス、指定口座番号を記載した運協指定の書面により利用の停止の申請があったときは、運協がその書面を受理した日より10営業日以内に、インターネット投票の利用を停止します。
- 2.運協は、前項の規定により本サービスの利用の停止となった会員から氏名、現住所、電話番号、生年月日、メールアドレス、指定口座番号を記載した運協指定の書面により利用の停止の解除の申請があったときは、運協がその書面を受理した日より10営業日以内に、本サービスの利用の停止を解除します。
- 3.前二項の規定を満たす申請がなされた場合、運協は、当該申請を会員本人からの申請として取り扱うものとし、
- 4.第1項の規定により本サービスの利用の停止となった会員は、同項の規定により利用の停止となった日

の属する年度（毎年4月1日から翌年3月31日までの期間をいう。以下同じ）の翌年度の3月31日までは、第2項の規定による利用の停止の解除を申請することができません。

第24条（家族申請による利用の停止）

1. 運協は、会員と同居する親族及び運協が特に認めた者（以下、総称して「家族」といいます。）から運協が別に定める書面に会員の本サービスの利用停止について判断するために必要な別に定める書類を添えて申請があり、本サービス利用を停止するに足りる相当な理由があると認めたときは、本サービスの利用を停止することとし、当該会員及び申請をした家族（以下、「申請家族」といいます。）に対して、その旨並びにサービス利用停止開始予定日及び当該会員がサービス利用停止の解除を申請することができない期間を通知します。

2. 前項の当該会員は、前項の通知をした日から30日以内に運協が別に定める書面に別に定める書類を添えて提出することにより、運協に意見を申し出ることができます。

3. 前項の意見の申し出があった場合、運協が認否を決定するまで本サービスの利用停止の開始を猶予するものとし、運協は申請家族に対して、その旨を通知します。

4. 運協は、第2項の意見の申し出に理由があると認めたときは、本サービスの利用停止を取り消すこととし、当該会員及び申請家族に対して、その旨を通知します。

5. 前項の通知を受けた申請家族は、申請内容の再検討を行い、再申請を行うことができます。

6. 運協は、第2項の意見の申し出に理由がないと認めたときは、当該会員及び申請家族に対して、その旨並びに利用停止開始予定日及び当該会員が本サービス利用停止の解除を申請することができない期間を通知します。

7. 運協は、本条の規定により本サービスの利用の停止となった会員（以下、「利用停止会員」といいます。）または申請家族から運協が別に定める書面に会員の本サービスの利用停止の解除について判断するために必要な別に定める書類を添えて申請があり、利用の停止を解除するに足りる相当な理由があると認めたときは、運協が定める日より本サービスの利用の停止を解除することとし、利用停止会員及び申請家族に対して、その旨及び利用停止解除予定日を通知します。

8. 第1項の規定により本サービスの利用の停止となった会員は、原則利用の停止となった日の翌年度末までは、第7項の規定による本サービスの利用停止の解除を申請することができません。

第25条(退会)

1. 会員は、いつでも、自己の自由な意思で退会することができます。退会に際しては、ケイドリームス内で、運協所定の方法による退会の申請手続を取るものとします。

2. 会員から退会の通知を受けた場合、運協は直ちに払戻金等の口座振込未完了がないことを確認し、その後責任を持って会員の個人情報情報を削除します。

3. 退会時に残存しているデルカ(DERUCA)及びサービスポイントは、退会と同時に消滅するものとします。また、サービスポイント以外の特典サービスについても、退会と同時にその権利を失うものとします。

第26条(本システムの終了)

1. 運協は、本システムの終了が必要であると合理的な根拠に基づき判断した場合、一定の予告期間をおい

て周知の方法を取った上で本システムを終了することができるものとし、会員は予めその旨承認するものとし、

2.会員は、本システムが終了によって廃止された場合、直ちに会員の資格を喪失するものとし、終了時に残存しているデルカ(DERUCA)及びサービスポイントは、終了と同時に消滅するものとし、また、サービスポイント以外の特典サービスについても、終了と同時にその権利を失うものとし、

第 27 条(本会員規約の変更)

運協は、必要があると判断した場合には、本会員規約の内容を、会員に予告することなくいつでも変更することができます。

第 28 条(非保証)

1.本サービスの提供における運協の責任は合理的な努力をもって本サービスを提供することに限られるものとし、運協は本サービス(本サービスで利用する本システムや本サービスにおいて提供する情報等を含む)の正確性、最新性、有用性、信頼性、特定の目的や特定の用途への適合性、会員による本サービスの利用が第三者の権利や利益を侵害しないことにつき保証しておりません。

2.運協は、提携するポイントプログラムにおいて取り扱われている商品・サービス及びその提供等について、保証しておりません。

3.会員が、サービスポイントを利用して、提携するポイントプログラムによって商品等を取得した場合における、当該商品の瑕疵、品違い、数量過誤等のトラブルについては、自己の責任で解決するものとし、

4.本サービスを通じた会員と広告主等の第三者との取引(無料登録、資料請求等を含む)において発生するすべてのトラブルについて、会員と当該広告主の当事者間で直接解決するものとし、

5.本サービスが他サイトへのリンクを行っている場合、会員は自己の責任で当該サイトを利用または使用するものとし、

第 29 条(免責)

1.本サービスに関連し、運協の責めに帰すべき事由により会員に損害が生じた場合であっても、運協の故意または重過失によらない場合には、賠償の対象となる損害は現実に生じた直接かつ通常の損害に限るものとし、

2.天変地異(台風、津波、地震、風水害、落雷等を含みますがこれらに限りません。)、戦争、暴動、内乱、革命、法令の改廃制定、裁判所または行政当局による命令・処分、疾病、伝染病、サイバー攻撃、テロ行為、労働争議、停電、輸送機関の事故、通信回線の障害、設備の事故等、運協の責めによらない不可抗力により本サービスの提供が妨げられた場合、かかる不可抗力によって会員に生じた損害または不利益について運協は責任を負いません。

3.運協は、以下の事項によって会員に生じた損害について、運協の責めに帰すべき事由に起因するものを除いて責任を負わないものとし、

(1)通信回線、通信機器及びコンピューターシステム機器の障害による情報伝達の遅延、不能、誤作動等に起因して発生した損害

(2)運協の推奨環境以外での利用に起因して発生した損害

(3)会員が会員情報の変更を怠ったことにより発生した損害

(4)会員が本サービスを利用できなかったことにより発生した損害

(5)会員が本規約に違反する行為を行ったことにより発生した損害

4.本サービスを通じた会員と広告主等の第三者との取引(無料登録、資料請求等を含む)において発生するすべてのトラブルについては、会員と当該広告主の当事者間で直接解決するものとします。

第 30 条(準拠法)

本規約及びこれに関する一切の法律関係については、日本国法を準拠法とし、本約款は、日本国法に従って解釈されるものとします。

第 31 条(管轄裁判所)

本会員規約に関する紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とします。

制定 平成 20 年 3 月

最終改定 令和 5 年 6 月 1 日